

## 第5章 預金者死亡後の預金契約における委任的性質

山下純司

### 1 はじめに

本稿は、預金者の死亡後、遺産分割前の預金契約の性質について、消費寄託に係る法律関係以外の部分を中心に検討するものである。

預金契約については、金銭消費寄託契約としての性質と、委任ないし準委任契約としての性質を併せ持つ複合契約と見る考え方が有力となりつつある。判例においても、預金の取引経過開示義務について判示した最一小判平成21年1月22日（以下「平成21年最判」という。）民集63巻1号228頁は、「預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含まれている」と判示している。同様の判示は、預貯金債権が遺産分割の対象になるかについて判示した最大決平成28年12月19日（以下「平成28年最決」という。）民集70巻8号2121頁においても繰り返されており、判例が預金契約のなかに委任ないし準委任的性質を見出していることがわかる。

上記判示では、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理という、4つの例をあげている。本稿では、これらに関連する、次の3つの事例について検討を行う。

第1に、死亡した預金者の口座に、預金者死亡後に振込入金となされた場合についての振込をした第三者と、預金者及び銀行の関係である。

第2に、死亡した預金者の口座から、預金者死亡後に自動支払となされた場合についての支払いを受けた第三者と、預金者及び銀行の関係である。

第3に、死亡した預金者について、定期預金の自動継続処理などの手続が取られた場合についての、預金者と銀行との関係である。

銀行の通常の取引実務においては、預金者が死亡した場合には、預金取引は全て停止されるが、銀行が預金者の死亡を知らずにこれらの事務を行った場合に、どのような法的関係が生じるのかが問題になる。このとき、平成28年最決が、預金契約者死亡後の法律関係について新たな理解を示したことが、上記の事例の処理に影響を与えるのかも検討する必要がある。

本稿では、預金契約に含まれる委任ないし準委任の要素が、預金者の死亡によりどのような問題を生じさせるかという点についてまず検討し、その後、定期預金の自動継続、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払といった順で、検討を行う。

## 2 委任的性質を有することの意義

### (1) 取引経過開示義務の根拠

最初に、預金契約が委任的性質を持つことが、どのような意味を持つのかについて検討する。平成 21 年最判は、預金者の相続人らに対して銀行が預金取引経過の開示義務を負う理由として、預金取引の委任的性質に着目する<sup>(1)</sup>。もっとも、どのような意味で預金契約に委任的性質を認めるのかは、同判決は必ずしも明確にしていない。

振込の法律関係については、振込依頼人から仕向銀行に対して振込事務の委託が行われ、仕向銀行から被仕向銀行に為替通知がなされると、被仕向銀行は予め受取人から受けた委託に従って、預金口座への入金記帳事務を行うから、振込をする場合も、受け入れる場合も、預金者と銀行との間で委任ないし準委任的な事務の委託を受けているのだということは説明しやすい。他方で、利息の入金や定期預金の自動継続処理は、個別に見れば事務の委託という要素が少ないといった指摘もある。

このため、同判決のいう預金契約の委任的性質とは、個別の事務の委託を指すものと理解すべきではなく、金融機関が行っている預金者の財産管理の委託全般を指していると理解すべきだと指摘もある<sup>(2)</sup>。普通預金であれ、定期預金であれ、金融機関は預金者から寄託を受けた金銭を予め定められた預金契約の方法に従って適切かつ継続的に管理すべき地位に立つのであり、そこには通常の金銭消費寄託とは異なる事務が含まれている。そして、預金者は金融機関がそうした事務を適切に処理しているかどうかを判断するため、金融機関に対して取引経過の開示を求めることができる。平成 21 年最判が指摘するのは預金契約のそうした性質だと理解するのが自然である。

### (2) 委任の終了事由としての委任者の死亡

つぎに、委任者の死亡は委任の終了事由とされていることから（民法 653 条 1 号）、預金者が死亡した場合における法律関係が問題となる。平成 21 年最判は、被相続人の預金口座の取引経過開示請求権は、「共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位」から生じるものと説明している。このため、預金者が死亡しても預金契約上の地位は存続するという前提が取られているようである。

委任者の死亡を委任の終了事由とする民法 653 条 1 号は任意規定と理解されており、裁

---

(1) 「委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（民法 645 条、656 条）、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。このことは預金契約において金融機関が処理すべき事務についても同様であり、預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるということができる。」

(2) 浅生重機＝潮見佳男＝浜田広道＝三上徹「〈座談会〉預金者の取引経過開示請求権に係る最高裁判決が金融実務に及ぼす影響」金法 1871 号 10 頁（潮見発言）。石綿はる美「判批」128 巻 1 号 270 頁。

判例の中には、委任者の死亡後も相続人との関係で委任が継続するとするものは少なくない<sup>(3)</sup>。明示の特約がなくても、例えば死後の事務処理を委託するなどの委任契約の内容次第で、不終了の黙示の特約が認められる<sup>(4)</sup>。したがって、預金者が死亡したからといって、預金契約が委任的性質も含めて存続するとの理解は可能である<sup>(5)</sup>。

他方で、委任者の死亡によって委任が終了した場合の受任者は、急迫の事情があるときは、委任者の相続人等が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処理をする義務を負っている（民法 654 条）。この、いわゆる委任終了時の善処義務は、受任者が即時に事務処理を終了することで委任者が不測の損害を被ることを避ける趣旨とされており、急迫の事情がある場合に限って終了事由発生後も委任が存続することも認めたとする理解が通説とされる<sup>(6)</sup>。したがって、預金者が死亡したときに預金取引の委任的部分は終了するのだと理解したとしても、金融機関は委託されていた事務について直ちに終了してよいというわけではなく、少なくとも当該預金取引に係る預金債権について遺産分割が行われるまでの間は、預金者の相続人らが不測の損害を被らないよう善処すべき義務があるように思われる。

また、委任の終了事由が対抗できるのは、これを相手方に通知したときか、相手方がこれを知っていたときとされる（民法 655 条）。これは、委任の終了を知らない相手方当事者が不測の損害を被ることを避けるための規定であり<sup>(7)</sup>、委任者が死亡した事実について受任者に認識可能性がない間は、委任者の相続人は受任者による事務処理に関連した費用の償還や代位弁済あるいは損害の賠償（民法 651 条）の、合意された報酬の支払い（648 条、648 条の 2）を拒むことはできない<sup>(8)</sup>。したがって、預金者が死亡したときに預金契約の委任的部分が終了するのだと理解したとしても、金融機関が預金者の死亡について相続人から通知を受けるまでの間は、預金契約に係る委託事務を継続しても構わないことになる。

### （3）預金特有の考慮

ここまでの分析によると、預金者が死亡した場合の預金契約の委任的性質については、振込のように具体的に事務が委託され委任的要素が比較的明確な取引と、利息の入金や定期預金の自動継続処理のように、財産管理の委託といった意味での抽象的な委任的要素を問題とするものは区別して考えた方がよい。また、委任者の死亡は委任契約の終了事由とされているが、だからといって預金者の死亡により預金契約の委任的性質が直ちに消滅すると考えるべきでない。金融機関が預金者の死亡を知らないときはもちろん、預金者の死亡を知

(3) 『新注釈民法（14）』338 頁〔一木孝之〕。

(4) 最判平成 4 年 9 月 22 日金法 1358 号 55 頁。

(5) 広中俊雄『債権各論講義〔第 6 版〕』249 頁以下は、包括的契約関係の一部としての委任は、当事者の死亡により当然に終了するものではないとする。

(6) 中田裕康『契約法』537 頁。『新注釈民法（14）』342 頁以下〔一木〕

(7) 前掲・中田 537 頁。

(8) 『新注釈民法（14）』348 頁〔一木〕。

った後でも、一定の範囲で預金契約の委任的性質は存続すると考えられる。

もっとも、預金契約が預金者の死亡後も存続し、共同相続人らに預金契約上の地位が帰属するという平成 21 年最判の判示は、生前の預金者との間で行われていた預金取引について、委託されていた事務処理も含め金融機関がそのまま引き継がれることまで意味しないと思われる。金融実務上も、預金者の死亡を認識した場合には、金融機関は預金取引の全部又は一部を停止するのが通常とされるから、相続人らに預金契約上の地位が引き継がれるからといって、相続人らを新たな「預金者」として従前の預金取引がそのまま継続するとは考えていないのだろう<sup>9)</sup>。この意味では、委任者が死亡しても終了しない黙示の特約を預金契約の中に読み込むのは、現実に即していない。

預金者死亡後の金融機関の役割を現実に即して考えるなら、生前の預金取引をそのまま継続するのではなく、相続預金について最終的帰属関係が決定するまで必要な預金管理を行う暫定的な財産管理者のような位置づけがもっとも事態適合的ではないかと思われる。平成 28 年最決及び最判平成 29 年 4 月 6 日判時 2337 号 34 頁によれば、共同相続された普通預金債権並びに定期預金債権は遺産分割の対象となるのであり、平成 30 年改正により新たに加わった民法 909 条の 2 の定める限度額を超えては、各共同相続人は預金債権を単独で行使することは許されない。少なくとも遺産分割が行われるまでの間、金融機関は預金を適切に管理する義務を負っていると解さざるを得ず、その意味で金融機関は受任者的な地位に立っているのであるが、それは生前の預金者と金融機関との間の預金取引関係における委任的性質と完全に同質のものではない。

以上のような理解を前提に、以下では個別の場面において預金者の死亡が預金取引にどのように影響するかを考えていく。

### 3 預金者死亡後に定期預金の満期が到来した場合

事例 1 A は B 銀行に普通預金口座甲を有するほか、満期の際に自動継続の手続が取られる自動継続特約付定期預金を有しているとする。A が死亡し、C と D が共同相続した後に、満期日が到来した。

#### (1) 定期預金の自動継続処理について

事例 1 の問題に関連する判例として、最判平成 13 年 3 月 16 日金法 1613 号 74 頁がある。自動継続特約付定期預金について仮差押命令が発せられた場合に、銀行は以後の満期日における継続を拒絶できるかが争われたものである。最高裁は、「自動継続定期預金における自動継続特約は、預金者から満期日における払戻請求がされない限り、当事者の何らの行

(9) 預金契約上の地位の相続と預金者の地位の継続を分けて考えることができる点は、預託金制ゴルフ会員権の相続の法的構造が参考になる。預託金制ゴルフ会員権について相続が生じた場合、その契約上の地位は預託金返還請求権とともに相続人に移転するが、ゴルフ会員の地位を取得できるかどうかは、理事会の承認等によるものとされる（最三判平成 9 年 3 月 25 日民集 51 巻 3 号 1609 頁など）。

為を要せずに、満期日において払い戻すべき元金又は元利金について、前回と同一の預入期間、定期預金として継続させることを内容とするものであり、預入期間に関する合意として、当初の定期預金契約の一部を構成するものである。したがって、自動継続定期預金について仮差押えの執行がされても、同特約に基づく自動継続の効果が妨げられることはない」と述べて、銀行が一方的に定期預金の継続を拒絶して定期預金利息の支払いを拒否することができない旨を判示した。

この判決は、自動継続特約について、満期ごとの個別の期限延長手続の簡略化の合意なのではなく、満期で示される時期の払戻請求により弁済期の到来する期限付債権を創設する合意であると理解したものと解される<sup>(10)</sup>。つまり、銀行は、満期日ごとに預金者から期限延長手続の委託を受けているのではなく、自動継続特約の合意がなされた時点で、払戻請求がない限りは弁済期の到来しない定期預金債務を引き受けているということになる。

同判決は定期預金に仮差押がされた場合であり、預金者が死亡した事例ではないから、この判決から直ちに、事例 1 の場合の帰結が導かれるわけではない。もっとも、事例 1 のような場合にも、定期預金の自動継続処理がなされるべきであるとの帰結が導かれやすいであろう。A が死亡しても定期預金債権の内容に変更があるわけではなく、共同相続人 CD に契約上の地位ごと引き継がれるとすれば、CD が払戻請求をするまでは弁済期は到来しないと理解することができるからである<sup>(11)</sup>。

## (2) 遺産分割との関係

さらに、自動継続特約付定期預金について、満期日到来後も継続処理をした方がよい実質的な理由として、預金に関して特定財産承継遺言がある場合を考えることができる。ここでは、事例 1 で、A が、定期預金について C に相続させる旨の遺言を残し死亡した場合を考えてみる<sup>(12)</sup>。

最判平成 3 年 4 月 19 日民衆 45 卷 4 号 477 頁によれば、いわゆる相続させる遺言は、特段の事情のない限りは遺産分割方法の指定と理解すべきであり、他の共同相続人もそれに拘束される結果、当該財産は遺産分割協議の対象から外れる。平成 30 年の相続法改正は、この相続させる遺言に特定財産承継遺言という新たな名称を与えているものの、上記の点に変更はない。

他方で、平成 28 年最決によれば、普通預金契約は、「口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1 個の預貯金債権として扱われるもの」であり、普通預金債権は、「1 個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るもの」であって、「この

(10) 沖野眞己「判評」金法 1620 号 10 頁。

(11) 浅生＝潮見ほか「座談会」前掲注(2) 11 頁以下の潮見発言参照。

(12) 他の場合も考えられるが、ここではもっとも単純な例を考える。

理は、預金者が死亡した場合においても異なる」という性質を有しており、預金者が死亡しても普通預金債権は当然には分割されず、遺産分割の対象財産となる。

仮に、事例 1 の自動継続特約付定期預金について、A 死亡後に満期日が到来すると継続処理の委託が終了し、普通預金口座甲に入金処理がされるものとする。そうすると A が C に単独で相続させようとした定期預金債権は消滅してしまい、口座甲の残高が増加する結果になるが、普通預金債権については無遺言であるとすれば、これは CD 間の遺産分割協議の対象財産になる。これは特定財産承継遺言を残した A の意図するところでないことは明らかである。A の意図は、定期預金については、C が満期で示される時期の払戻請求により B との遺産分割協議を経ずに払戻しを受けられるようにするものであり、A の死後自動継続処理が当然終了して定期預金債権が消滅するという処理は A の意図から大きく外れるものとなる。

預金者が死亡した後も自動継続処理を継続することの正当性は、こうした実質面からも確認する事ができる。

### (3) 特約のない場合

もっとも、以上のように考えてみると、定期預金については、自動継続特約がない場合についても考えておく必要があるかもしれない。事例 1 を、定期預金に自動継続特約がない場合に変えて、A が定期預金について C に相続させる旨の遺言を残して死亡した場合、金融機関としてはどのように対応すべきだろうか。

この場合も、A の意図としては、定期預金については C に遺産分割協議を経ずに取得させ、普通預金口座甲に係る普通預金債権については CD 間の遺産分割に委ねようとしたのだと考えられる。ところが、自動継続処理特約のない定期預金の場合は、満期の到来により終了し普通預金口座に入金されてしまうので、A が C に単独で相続させようとした定期預金債権は消滅してしまい、甲の残高が増加することになる。事例 1 で自動継続処理特約が失効する場合と同じ問題が生じることになる。

そこで、遺言執行者としては、B に対して A の死亡したことを通知し、定期預金の満期が到来した場合にはこれを口座甲に入金するのではなく、自己に払い戻すように申し入れることになろう（民法 1014 条 3 項参照）。また、払戻しの申し入れがないとしても、将来の遺産分割のことを考えて、預金者の死後終了した定期預金については、口座甲に入金せず、別扱いをすることが、預金の管理を任された金融機関として望ましい対応であるとはいえるだろう。

他方で、B が、A の死亡の事実を知らない場合はもちろん、知っているが遺言執行者から払戻し等の具体的な指示を受けないまま定期預金の満期日が到来した場合、これを別扱いにせず口座甲に入金したとしても、B が責任を負うとまではいえないように思われる。B は、A との間で予め締結された預金契約の合意に従って処理をしたにすぎず、事例で検討した

ような預金に特定財産承継遺言が付されているといった事態まで想定して、預金について特別の扱いを行う義務を引き受けているとは考えにくいように思われる。

#### 4 預金者死亡後に、預金口座に振込がなされた場合

事例2 AはB銀行に普通預金口座甲を有していた。Aが死亡し、CとDが2分の1ずつ共同相続した後に、口座甲にEのF銀行口座から振込があった。

##### (1) 振込の法律関係

最初に、振込に係る法律関係を整理しておく。2で述べたように、振込の法律関係については、振込依頼人から仕向銀行に対して振込事務の委託が行われ、仕向銀行から被仕向銀行に為替通知がなされると、被仕向銀行は予め受取人から受けた委託に従って、預金口座への入金記帳事務を行うものだと理解することができる。また、誤振込に関する最二判平成8年4月26日（以下「平成8年最判」という。）民集50巻5号1267頁によれば、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得する」。

したがってAの生前であれば、Eから口座甲への振込があった場合には、BがFからの為替通知に基づいて入金記帳事務を行った時点で、AはBに対して同額の普通預金債権を取得する。仮にEの振込が過誤に基づくものであり、AE間に振込の原因関係がないという場合でも、AB間の普通預金債権に影響はなく、EからAに対する不当利得返還請求の問題として処理される。

##### (2) 預金者死亡後の振込の受入れ

事例2の場合、Aの死亡後にEからの振込がされている。通常、BがAの死亡を知っていれば、預金口座への振込の為替通知があっても、入金処理をしないと思われるので、ここではBがAの死亡を知らずに入金処理をしてしまった場合を考える。

EがAに対して金銭債務を有していて、Aの死後にEがその弁済のために振込を行った場合を考えると、AのEに対する金銭債権は相続財産であり、かつ可分債権であるから、相続分に応じてCDに分割債権として承継され、遺産分割の対象にならないのが原則である。CDは各々取得した債権額の限度で単独でEへの支払いを求めることができることになる。しかし、Eが口座甲に振り込むことにより弁済の効力が生じるとすると<sup>(13)</sup>、CDがE

(13) 平成29年改正で新設された民法477条によると、預貯金口座に対する払込による弁済が効力を生ずるのは、「債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込に係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時」であり、これは一般には入金記帳の時点とされる（潮見佳男『新債権総論Ⅱ』11頁）。もっとも、入金記帳がされても遺産分割がされるまで払戻しを受けることができないということは、同条にいう「払戻しを請求する権利を取得した時」が到来してい

に対して有していた金銭債権は B に対する普通預金債権に転化する。平成 28 年最決によれば、普通預金債権は単なる金銭債権とは異なり、遺産分割の対象になる。つまり、CD が共同でなければ、振り込まれた金銭を払い戻すことは不可能になる。

E が A に対して金銭債務を有していないにもかかわらず、過誤によって E が振込を行うことも考えられる<sup>(14)</sup>。この場合も CD は、B に対して振込金額相当の普通預金債権を取得し、これは遺産分割の対象になる。他方で、CD は E に対して振込金額相当の不当利得返還債務を負うことになるが、これは可分の金銭債務なので、分割債務となる。

さらに、E と A の継続的契約に基づき、A の死後に E の金銭債務が発生する場合も考えられる。例えば A を賃貸人、E と賃借人とする不動産の賃料債務などである。A の死後、賃貸人の地位は CD に引き継がれ、CD は E に対して賃料債権を有することになるが、これは相続開始時に存在しなかった財産であるから、本来は遺産分割の対象ではない<sup>(15)</sup>。しかし、E がこれを口座甲に振り込んでしまい、B が入金記帳をしてしまうと、CD は、B に対して振込金額相当の普通預金債権を取得し、これは遺産分割の対象になると理解する余地がある。

委任の終了を知らずに委任事務を処理した受任者を保護する民法 655 条の趣旨からすれば、A の死亡の事実を知らずに B が E からの振込を受け入れた場合、B は A の生前に委託を受けていた振込に係る入金処理について責任を負うことはないと考えられる。もっとも、このような入金処理がなされた場合には、遺産分割の対象財産に影響を少なからず与えることになる。

### (3) 入金処理の取消しは可能か

そこで事例 2 において、B が A の死亡の事実を知った後に、普通預金口座甲への入金処理を取り消し、E から振り込まれた金銭については（例えば CD に 2 分の 1 ずつ支払うといった）別建ての処理をすることが可能だろうか。被仕向銀行が入金記帳をした後に振込依頼人の申出等により入金処理を取り消すいわゆる組戻しの手続きでは、受取人である預金者の承諾なしに入金処理を取り消すことができないとされており<sup>(16)</sup>、このことからすれば入金記帳後に入金処理を取り消すためには、共同相続人全員（CD）の同意が必要であるとも考えられる。

他方で、仕向銀行から為替通知があった場合には入金処理を行うという A から B に委託された事務は、A の死亡により終了しており、B としては CD との関係で新たな入金記帳を行う義務があるわけではないこと、遺産分割の対象でないはずの金銭債権が遺産分割の対

---

ないという解釈もあり得なくはない。

(14) 単純な過誤払いのケースだけでなく、A の死亡により AE 間の契約関係が当然終了する場合なども考えられる。

(15) 最一小判平成 17 年 9 月 8 日民集 59 卷 7 号 1931 頁参照。

(16) 最一小判平成 12 年 3 月 9 日金法 1586 号 96 頁（以下「平成 12 年最判」という。）



象財産である普通預金債権に混入してしまっているが計算上識別可能であるといった場合に、これを再び分別し管理することは相続預金の管理の方法としてはむしろ望ましいとも言えることから、Bは、口座甲への入金処理は誤りであったとして、CDの同意なく入金処理を取り消すことは可能と理解する余地もあるように思われる。

## 5 預金者死亡後に自動引落しが行なわれた場合

事例3 AはB銀行に普通預金口座甲を有していた。Aが死亡し、CとDが2分の1ずつ共同相続した後に、口座甲からEのF銀行口座への自動引落処理がされた。

### (1) 自動引落しについて

自動引落し(口座自動振替)は、金融機関が予め預金者からの委託を受けてする振込事務と見ることができる。Aの生前であれば、AB間の事前の合意に基づき、EのAに対する請求額について、Bが仕向銀行となり、Eの指定するF銀行口座に振込のための為替通知を行うことになる。これにより、FはEの口座に入金記帳を行い、AのEに対する債務が弁済されることになる。

もっとも、誤振込に関する平成8年最判によれば、AE間の原因関係の有無に関わらず、Bからの為替通知に基づきFがEの口座に入金記帳を行えば、Eの普通預金債権は成立し、あとはAからEへの不当利得返還請求の問題として処理される。Bは、AのEに対する債務を弁済する事務の委託を受けているのではなく、Eの請求する額の振込を行う事務の委託を受けているのだと考えられる。

事例3の場合、Aの死亡後に自動引落しの処理がされている。通常、BがAの死亡を知っていれば、Eからの自動引落しの請求があっても、口座甲からの引落しの処理は行わないと思われるので、ここではBがAの死亡を知らずに自動引落しの処理をしてしまった場合を考える。委任の終了を知らずに委任事務を処理した受任者を保護する民法655条の趣旨からすれば、BがAの死亡を知らずにEからの自動引落しの請求に応じたとしても、Bがそのことによって責任を負うことはない。

### (2) 相続された債務についての自動引落し

Bに責任は生じないとしても、事例3でAの死亡後に自動引落しが行なわれることが、共同相続人CDの遺産分割にどのような影響を及ぼすか、またBはCDの相続預金の管理を任される立場として、義務としてではなく自発的にできることはあるかを検討しておく。

AがEに対して金銭債務を有したまま死亡し、EがBに自動引落しの請求をしている場合を考えると、Eは相続債権者であり、相続人CDは法定相続分の割合に応じてEに対して個々に債務を負うのが原則になる(民法902条の2)。無遺言相続の場合には口座甲はCDの遺産分割の対象財産であるから、EがCDの共有する口座甲から相続債権を回収しただけであり、特段の問題は生じない。

他方で、事例3において、Aが普通預金口座甲に係る普通預金債権をCに相続させる旨の遺言を残しているような場合には、Eの請求にBが応じることにより、特定財産承継遺言によりCのみに帰属する財産から、Dの債務も弁済されたことになる。これは特定財産承継遺言を残したAの意図するところではないだろう<sup>(17)</sup>。

もっとも、BがAの死亡の事実を知った後に自動引落しを自発的に取り消し、組戻しの処理を行うことは、Fの入金記帳が行われた後はEの承諾がなければできないと思われる。確かに、Aの死亡によりBの委託された自動引落しの事務は終了しており、Bは委託を受けていないのに振込に係る為替通知を行ってしまったのだから、Aの死亡について善意のBであっても、自発的に組戻しの手続を取ることは望ましいようにも思える。しかし、組戻しに関する平成12年最判によれば、「銀行の担当者が顧客の利益のために尽力することは相当であるとしても」、「取引先の承諾を得ることなく振込みの組戻し手続や預金の払戻し手続とすることまでが銀行の権限に属するとされる余地はな」いのであり、Eの承諾なく組戻しの手続を行う権限はBに与えられていないというべきだろう。

### (3) 預金者死亡後に発生した債務についての自動引落し

最後に、EがBに請求しているのが、AとEの継続的契約に基づき、Aの死後にEに発生した債権である場合を考える。

AE間の継続的契約における契約上の地位が、Aの死亡によりCDに相続され帰属する場合、そこから生じる金銭債務はCとDに分割して帰属する。この債務は相続開始時に存在しなかった債務であるから相続債務ではなく、したがってEの請求にBが応じることにより、遺産分割の対象の財産から相続債務以外の債務が弁済されたことになる。もっとも、弁済されるのはCDの債務であるから、遺産の一部について先行して遺産分割が行われたものと扱うことは妨げられないだろう。

他方で、Aが口座甲に係る普通預金債権についてCに相続させる旨の遺言を残しているような場合には、Cのみに帰属する財産からDの債務も弁済されたことになるが、これは特定財産承継遺言を残したAの意図するところではないだろう。しかし前述のとおり、Bが、Aの死亡の事実を知った後に自動引落しを自発的に取り消して組戻しの処理をすることは、Eの承諾がなければ不可能であろう。

## 6 おわりに

本稿では、預金者が死亡して相続が開始した後、遺産分割までの間、預金契約に含まれる事務委託の部分についてどのような法律関係が生じるかといった点を検討した。預金契約は単なる消費寄託ではなく、委任的性質を有すると言われるが、そこで委託される事務内容

---

(17) Aの死亡について善意のBは特定財産承継遺言の効力について対抗されることはないから（民法899条の2）、この点でもBの責任は生じない。

の違いによって、預金者死亡後に検討すべき事項も多岐に渡るように思われる。